

外部サイトで提供する企業情報に関する特約

2025 年 2 月 1 日改定

第 1 条（用語の定義等）

- 1 本特約で使用する用語の定義は、本特約の各条項で定めるほか、次に掲げるとおりとします。なお、本特約で使用する用語のうち本特約に定義がないものについては、利用約款での定義と同一の意味を有するものとします。
 - (1) 本特約
この「外部サイトで提供する企業情報に関する特約」をいいます。
 - (2) 利用約款
当社が作成した「TSR 企業情報利用約款」をいいます。
 - (3) 外部サイト
当社が提携する第三者が運営するウェブサイトを行います。
 - (4) 外部サイト運営者
外部サイトを運営する者をいいます。
- 2 本特約に記載する利用約款の条番号は、利用約款の別記「データライセンス規定」（以下「DLA」といいます）の条番号であることが記載されていない限り、本則の条番号を示すものとします。

第 2 条（適用範囲）

- 1 本特約は、外部サイトで本データを提供することに関して、必要となる事項を定めるものです。
- 2 本特約は、利用約款に対する特約です。外部サイトで提供する本データに関して本特約に規定がない事項は、利用約款の規定が適用されます。
- 3 本特約と利用約款の規定が矛盾抵触する場合は、本特約の規定を優先して適用するものとします。

第 3 条（特約の変更）

- 1 当社は、本特約を変更することができるものとします。本特約を変更する場合は、本特約を変更する旨、変更後の特約の内容及び変更後の特約の効力発生時期を当社のウェブサイト利用者が知り得る状態に置くか又は利用者に通知します。
- 2 前項の規定により本特約を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず（変更後の特約の効力発生時期の前に成立した利用契約を含みます）、最新版の特約を適用するものとします。
- 3 利用者が変更後の特約の効力発生時期以降に本データを利用した場合、当社は、利用者が変更後の特約に同意したものとみなすことができるものとします。

第 4 条（利用約款等を利用者が知り得る状態に置く場所等）

利用約款第 3 条第 1 項及び第 16 条第 4 項並びに前条第 1 項の規定により利用約款（料金表を含みます）又は本特約を利用者が知り得る状態に置く場所は、当社の判断により、当社のウェブサイトにて代えて外部サイトにすることができるものとします。

第 5 条（利用契約の成立等）

- 1 利用約款第 4 条から第 6 条の規定にかかわらず、外部サイトにおける利用契約の申込みは、外部サイト運営者が利用者に対して発行する外部サイトの ID 及びパスワードを用いて当該外部サイトにログインした後、課金確認のボタンをクリックする方法によりするものとします。
- 2 利用契約は、前項で規定する申込みに対して、当社のコンピュータから本データが送信された時に成立するものとします。

第 6 条（利用者情報の提供）

- 1 利用者は、本特約が付加された利用契約が成立した場合には、外部サイト運営者から当社に対し、次に掲げる利用者に関する情報（個人情報を含みます）が提供されることについて同意するものとします。
 - (1) 外部サイトの利用者情報として登録された情報
 - (2) IP アドレスなど利用契約の申込みをしたコンピュータに関する情報
- 2 当社は、前項の規定により外部サイト運営者から提供された利用者の情報を、利用契約に基づく本データの利用許諾に必要な範囲内で利用します。

第 7 条（本データの提供）

利用約款第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、本データは、利用者が自ら外部サイトで所定の操作することにより、当社が送信可能化した本データが自動的に送信される方法により提供します。

第 8 条（複製等の制限）

- 1 DLA 第 4 条の定めにかかわらず、外部サイトに表示された本データの複製等は、当該外部サイトで用意されたダウンロード及びエクスポート機能の使用並びに表示内容のプリンタによる印刷に限るものとします。
- 2 前項の規定によりダウンロード、エクスポート及び印刷された本データの複製等は、DLA 第 4 条で定める範囲内ですることができます。

第 9 条（利用料金収納業務の委託）

- 1 当社は、利用料金の収納業務を、外部サイト運営者に委託することができるものとします。委託する場合は、その旨を外部サイトに掲載します。
- 2 前項の規定により利用料金の収納業務が委託した場合、利用者は、利用約款第 17 条及び第 18 条の規定にかかわらず、外部サイト運営者の請求に基づき、外部サイト運営者が定める支払方法及び支払期限に従って、利用料金を支払うものとします。
- 3 当社は、前 2 項の規定による委託を利用者に書面をもって通知することにより随時取りやめ、利用者に対し、当社の指示に従って利用料金を支払うように求めることができるものとします。この場合、利用者は、当社の指示に従うものとします。

第 10 条（免責）

利用契約に基づき当社が利用者に提供するのは情報としての本データのみであり、当社は、利用約款第 31 条第 1 項で定める当社が責任を負わない事項に加えて、外部サイト（本データを提供するウェブページを含み、これに限りません）の障害、不具合、ウィ

ルス感染、不正アクセス等について、利用者に対し、一切の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、第 31 条第 2 項で定める範囲内で責任を負います。

第 11 条（合意管轄）

利用約款第 39 条の規定にかかわらず、当社及び利用者は、本特約が付加された利用約款を契約の内容とする利用契約と関連して紛争が生じた場合（裁判所の調停手続を含みます）には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上